

【裏面：許可のみ】

申請者情報	食品衛生法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの)		
		☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)		
		☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)		
		☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類	
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 (☒ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道)		大阪 800 あ 〇〇—〇〇		
② ☐ ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も別途必要	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)		登録年月日 及び登録番号	
	ふぐ処理登録者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合			
添付書類	☒ 施設の構造及び設備を示す図面			☒ 車検証の写し
	☐ 水質検査の結果(飲用に適する水使用の場合)			☐
	☒ 自動車営業設備等の概要			☐
	☒ 一次加工所の許可証写し			☐
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	年 月 日	飲食店営業	自動車営業
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
収入		受付	【連絡事項】	
			【受付担当者】	
			【受付簿記入】 ☐ 済 【システム入力】 ☐ 済	

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先)
吹田市保健所長

②

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開③。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。
☐ 届出者住所 ☐ 届出者氏名 ☐ 施設の所在地 ☐ 施設の名称 ☐ 施設の電話番号 ☐ その他()

※吹田市の情報提供(オープンデータ含む)において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 ☐
(注)許可申請者氏名、許可施設の所在地及び許可施設の名称については、チェックの有無に関わらず吹田市のオープンデータとして公開します。

申請者・届出者情報	郵便番号：④	電話番号：⑤	FAX番号：⑥
	電子メールアドレス：⑦	法人番号：⑧	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 ⑨		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ⑩		
		(生年月日)※法人の場合は記載不要 ⑪ 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：⑫	電話番号：⑬	FAX番号：⑭
	電子メールアドレス：⑮		
	施設の所在地 吹田市 ⑯		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号 ⑰		
	⑱		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く ⑲	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 受講年月日 講習会名称 ⑳ 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 ㉑	自由記載	㉒
	自動販売機の型番 ㉓	業態	㉔
	HACCPの取組 ㉕ ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業 た種 情に 報 応 じ	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ㉖ ☐		
	輸出食品取扱施設 ※この届出等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出等の要件確認等のために使用します。 ㉗ ☐		
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2	㉘	㉙
	3		
担 当 者	(ふりがな) 担当者氏名 ㉚	電話番号 ㉛	
	㉜		
備考	㉝		

【裏面：許可のみ】

申請者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	③④ 令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要 ③⑤		講習会名称 ③⑥ 年 月 日 受講した講習会
	使用水の種類 ③⑦ ① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合 ③⑧
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ③⑨ ☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も別途必要 ④⑩ ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ④⑪ ☐		
	(ふりがな) ふぐ処理登録者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 ④⑫		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ 水質検査の結果(飲用に適する水使用の場合) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類
	1	④⑬ 年 月 日	④⑭
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
収入		受付	【連絡事項】 【受付担当者】 【受付簿記入】 ☐ 済 【システム入力】 ☐ 済

許可申請・営業届の記入事項

- ① 申請日を記載してください。
- ② 営業許可申請、新規及び第55条第1項のところに○をつけてください。併せて営業届出を行う場合は、営業届及び第57条第1項のところも○をつけてください。
- ③ 営業許可申請書・営業届情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開します。申請者の氏名等の公開に不都合がある場合はチェック(☑)してください。

また、吹田市の情報提供(オープンデータ含む)において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、チェック(☑)してください。

(注)許可申請者氏名、許可施設の所在地及び許可施設の名称については、チェックの有無に関わらず吹田市のオープンデータとして公開します。

- ④ 申請者等の郵便番号を記載してください。
- ⑤ 申請者等の電話番号を記載してください。
- ⑥ 申請者等のFAX番号を記載してください。
- ⑦ 申請者等の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑧ 申請者等が法人の場合は、法人番号を記載してください。
- ⑨ 申請者等の住所(所在地)を記載してください。
- ⑩ 申請者等の氏名を記載してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑪ 申請者等の生年月日を記載してください。※法人の場合は不要です。
- ⑫ 営業施設の郵便番号を記載してください。
- ⑬ 営業施設の電話番号を記載してください。
- ⑭ 営業施設のFAX番号を記載してください。
- ⑮ 営業施設の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑯ 営業施設の所在地を記載してください。
- ⑰ 営業施設の名称、屋号又は商号を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑱ 営業施設の食品衛生責任者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。講習会受講前の場合は受講予定者の氏名を記載してください。

※講習会受講後に「講習会修了証書」を保健所に提示してください。

- ⑲ 食品衛生責任者の資格に○をつけてください。
(※食監:食品衛生監視員、食管:食品衛生管理者、調:調理師、製:製菓衛生師、栄:栄養士、船舶:船舶料理士、と畜:と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第10条に規定する作業衛生責任者、食鳥:食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条に規定する食鳥処理衛生管理者)
- ⑳ ⑲以外で都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講

した場合は、講習会の名称、受講年月日を記載してください。

- ②① 営業施設で取り扱う主な食品、添加物等について、日本標準商品分類を参照して記載してください。

(参考)日本標準商品分類 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/30>

- ②② ②①の食品、添加物等について補足があれば記載してください。
- ②③ 「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に関する申請等の場合は、手続の取扱い(営業許可申請又は営業届)を判断するために、自動販売機の型番を記載してください。
- ②④ 飲食店営業の場合に、和食店、中華料理店、イタリアンレストラン、焼肉店、居酒屋などの業態を記載してください。
- ②⑤ 営業施設の HACCP の取組について記載してください。
- ②⑥ 営業施設が指定成分等含有食品を取り扱う場合はチェック(☑)してください。
- ②⑦ 営業施設が輸出食品を取り扱う場合はチェック(☑)してください。
- ②⑧ 同じ施設で食品の届出業に該当する営業を行う場合は、届出業における営業の形態を記載してください。
- ②⑨ ②⑧について補足があれば記載してください。
- ③⑩ 営業施設の担当者の氏名を記載してください。
- ③⑪ 営業施設の担当者の電話番号を記載してください。
- ③⑫ 営業許可申請書・営業届の記載について補足があれば記載してください。
※自動車営業・露店営業の場合は、主な営業場所を記入してください。
- ③⑬ 該当している場合は、項目に(☑)してください。
- ③⑭ 該当する食品又は添加物を製造する場合は、当てはまるものにチェック(☑)してください。
- ③⑮ ③⑭の食品又は添加物を製造する場合は、食品衛生管理者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。 ※別途「食品衛生管理者選任(変更)届」も必要です。
- ③⑯ ③⑭の食品又は添加物を製造する場合は、食品衛生管理者の資格の種類等を記載してください。
- ③⑰ 営業施設で食品、添加物等に使用する水の種類にチェック(☑)してください。
※水道水以外の飲用に適する水の場合は、検査結果を提出してください。
- ③⑱ 自動車において調理する営業の場合は、自動車登録番号を記載してください。
- ③⑲ 営業施設が飲食店営業の場合であって、簡易飲食店施設の場合は、チェック(☑)してください。

※簡易飲食店施設の対象となる具体例

- (1) 既製品(そのまま喫食可能な食品)を開封、加温、盛り付け等して提供する営業(食品例: そうざい、ハム、ソーセージ、スナック菓子、缶詰、おでん等)
- (2) 半製品を簡易な最終調理(揚げる、焼く等)を行い提供する営業(食品例: 唐揚げ、フライドポテト、ソフトクリーム等)

- (3) 米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業
- (4) 既製品(清涼飲料水、アルコール飲料等)及び既製品以外の自家製ジュース、コーヒー等の飲料を提供する営業
- ④① 営業施設が生食用食肉の加工又は調理を行う施設の場合は、チェック(☑)してください。
※別途「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も必要です。
- ④① 営業施設がふぐの処理を行う施設の場合は、チェック(☑)してください。
- ④② ④①にチェックしている場合は、ふぐ処理登録者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ④③ ④①のふぐ処理登録者が大阪府にふぐ処理登録者として登録された登録年月日及び登録番号を記載してください。
- ④④ 営業許可を継続する場合に、すでに取得している許可番号及び許可年月日を記載してください。
- ④⑤ 申請する営業の種類を記載してください。
- ④⑥ ④⑤について補足があれば記載してください。